様式第１号

「福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務」

に関する質問書

令和　　年　　月　　日

公立大学法人福島県立医科大学理事長　宛

住　　　　所

社号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

ＦＡＸ番号

（担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　）

メールアドレス

下記事項について、質問しますので、回答願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問番号 | 質　　問　　事　　項 |
|  |  |

様式第２号

福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務

に係る公募型プロポーザル参加申込書

令和　　年　　月　　日

公立大学法人福島県立医科大学理事長　宛

（提出者）住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

(担当者氏名)

※コンソーシアムの場合はその名称及び所在地を記載する。また、代表者は代表法人の名称及び代表者名を記載する。

標記の業務について、プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、実施要領に示す参加要件の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しません。

２　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中ではありません。

３　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中ではありません。

４　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中ではありません。

５　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成１１年法律第１５８号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中ではありません。

６　本学及び福島県から業務委託契約等に係る指名停止等を受けていません。

７　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第１項第２号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しないものが経営、運営に関係していません。

８　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではありません。

９　国税及び地方税を滞納していません。

10　福島県立医科大学契約細則（平成１８年４月１日細則第１３号）第３条第１項の規定に該当しません。

様式第３号

業務実績確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 本実施要領５参加要件（１）に該当する業務実績 | |
| 発注者名 |  |
| 契約期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 件名 |  |
| 業務の内容 |  |
| 備考 | |

様式第４号

暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

公立大学法人福島県立医科大学理事長　宛

１　私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県立医科大学の信用を毀損し、又は福島県立医科大学の業務を妨害する行為

３　私は、暴力団員等若しくは第１項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県立医科大学から請求があり次第、福島県立医科大学に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

４　上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日　令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第５号

「福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務」

に係る公募型プロポーザル企画提案提出書

令和　　年　　月　　日

公立大学法人福島県立医科大学理事長　宛

住　　　　所

社号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

ＦＡＸ番号

（担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　）

メールアドレス

「福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務」の企画提案に係る資料を下記のとおり送付します。

記

１　添付書類

1. 企画提案書
2. 積算内訳書

様式第６号

共同体制を証する書面

令和　　年　　月　　日

　公立大学法人福島県立医科大学理事長　宛

　「福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務」への参加において、甲は乙に対しのみ、乙は甲に対しのみ共同体制にあることを証します。

（甲）コンソーシアムの代表者

　　　住　　　　所

　　　商号又は名称

　　　代表者職氏名

（乙）コンソーシアムの構成員

　　　住　　　　所

　　　商号又は名称

　　　代表者職氏名

様式第７号

コンソーシアム協定書

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立して、「福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）」を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務」受注コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務所を　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは令和　　年　　月　　日に成立し、存続期間は、福島県立医科大学附属病院再整備基本構想・基本計画策定業務委託契約における履行期間が終了し、本コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

（構成員の住所及び氏名）

第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）所在地

　　　名称

（２）所在地

　　　名称

（幹事企業及び代表者）

第６条　本コンソーシアムの幹事企業は　　　とする。

２　本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって応募申請、契約締結、委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第８条　本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担受託額）

第９条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それぞれに応じて分担の変更があるものとする。

（運営委員会）

第１０条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

（総括技術者）

第１１条　本コンソーシアムは、幹事企業の中から、本事業に関する総括技術者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

（業務担当技術者）

第１２条　本コンソーシアムの各構成員の代表者は、総括技術者の下で本業務に従事する主任技術者を指名する。

（取引金融機関）

第１３条　本コンソーシアムの取引金融機関は、　　銀行　　支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第１４条　本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、本コンソーシアムが業務を完成する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の分担業務を完成するものとする。

（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）

第１８条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、各構成員は、連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２０条　本協定の紛争については　　　地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

　代表者幹事企業　　　　外１社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本２通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和　　年　　月　　日

（代表者）住　　　　所

　社号又は名称

　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

（構成員）住　　　　所

　社号又は名称

　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印